

千葉県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則
(昭和56年教育委員会規則第6号)の一部改正について

令和3年9月24日

教 育 総 務 課

1 改正理由

押印見直し方針(令和3年3月8日付け行革第648号・政法第1410号通知)に基づき、押印の必要性について検討した結果、押印を廃止することが適当と判断したことから、「千葉県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則」の「様式」中の「㊟」と記載がある箇所を変更する必要があるため。

2 改正内容

第一号様式から第十九号様式までの「㊟」を削除する。

3 パブリックコメントについて

今回の改正は、押印の見直しに伴う様式の整備を行うものであり、意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として規則で定めるもの(千葉県行政手続条例第38条第4項第8号)に該当するため、事前に案を公示して意見の募集を行わなかった。

4 施行日

令和3年10月1日